

東日本大震災で住宅に被害を受けた皆様へ

# 住まいの復興給付金 申請相談会のお知らせ



## 2月「住まいの復興給付金」申請相談会

2月の開催スケジュールは、裏面でご確認ください。

住まいの復興給付金の申請に関する相談会を開催します。  
申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済み申請書類の審査前の確認など  
「住まいの復興給付金」申請にかかるご相談やご質問に  
相談員が直接お答えします。  
参加無料です、ぜひ会場にお越しください。



**!** ※相談会では申請書類の審査前の確認を行います。審査は別途審査担当部署で、ご提出いただいた申請書類で行います。  
※相談会では申請書類を提出いただくことはできません。申請される方は申請書類を郵便でお送りください。

### 住まいの復興給付金とは…

「住まいの復興給付金」は東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。住宅を所有していなかった方、賃貸住宅にお住まいだった方、消費税が5%の時に建築・購入あるいは補修した方は対象外となります。

新築住宅を「建築・購入」または中古住宅を「購入」した場合  
以下の要件すべてを満たす者・住宅が対象となります。

- 対象者
  - ①被災住宅を所有していた方
  - ②再取得住宅を所有している方
  - ③再取得住宅に居住している方
- 対象住宅  
消費税率8%の適用を受けている期間に、建築・購入した新築住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅(※個人が売主の中古住宅は非課税のため対象外)
- 給付申請額  
再取得した住宅の床面積(上限175㎡)、給付単価、および持分割合に応じて給付。(最大約90万円となります)

被災した住宅を「補修」した場合  
以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

- 対象者
  - ①被災住宅を所有している方
  - ②被災住宅の補修工事を発注した方
  - ③補修した被災住宅に居住している方
- 対象住宅  
消費税率8%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅
- 給付申請額  
被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額と実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付。

- ・上記①～③の要件すべてを満たしていない場合でも、各要件を有する方が共同で申請することで給付を受けることができます。
- ・申請にあたっては申請書の他に、り災証明書等や被災住宅や再取得住宅の建物の不動産登記事項証明書等複数の書類が必要となります。
- ・り災認定が「一部損壊」の方も対象(建築・購入で申請される場合は被災住宅を取壊していることが必要)となります。
- ・「補修」で申請する場合、補修した箇所の補修前・補修後の写真が必要です。申請前に必ず用意してください。
- ・給付申請は、対象要件を満たした方が再取得した住宅、または補修した被災住宅の引渡日から1年以内に行ってください。
- ・給付申請できるのは「建築・購入」「補修」のいずれか1人1回までです。国土交通省所管の「すまい給付金」との併用はできません。

### ご注意ください

**!** 自治体や住まいの復興給付金窓口等を名乗り、電話口で銀行の口座情報を聞き取るようなケースが報告されています。住まいの復興給付金事務局では、電話口で一方的に口座情報を聞き取るようなことは行っておりませんので、そのような電話があった際にはご注意ください。



# 2月 申請相談会 会場のご案内

2017年1月

	日時	会場	備考
岩手県	2月5日(日) 10:00~12:30 13:30~16:00 ※15:30受付終了	大船渡市役所 (大船渡市盛町字宇津野沢15)	地階 会議室 住宅再建相談会併催
	2月18日(土) 10:00~12:30 午前中の開催となります。 ご注意ください。	宮古市役所 (宮古市新川町2-1)	6階 大ホール 住宅再建相談会併催
	2月19日(日) 10:00~12:30 14:00~16:00	大槌町役場 (大槌町上町1-3)	3階 大会議室 住宅再建相談会併催
宮城県	2月24日(金) 25日(土) 10:00~16:00	石巻市役所 (石巻市穀町14-1)	5階 市民サロン前 住宅再建相談会併催
	2月26日(日) 10:00~16:00	南三陸町役場 (南三陸町志津川字沼田56-2)	2階 大会議室 住宅再建相談会併催
福島県	2月10日(金) 11日(土) 10:00~16:30	郡山商工会議所会館 (郡山市清水台1-3-8)	6-1会議室
	2月18日(土) 10:00~16:00	寺内塚合第二仮設住宅 (南相馬市鹿島区寺内塚合89)	東集会所 10:00~10:30 /制度説明会 10:30~16:00 /個別相談会
	2月19日(日) 10:00~16:00	南相馬市役所本庁舎 (南相馬市原町区本町2-27)	2階 正庁 住宅再建相談会併催
	2月24日(金) 8:30~17:15	いわき市役所生活再建市民総合案内 (いわき市平字梅本21)	
	2月25日(土) 10:00~16:30	小名浜市民会館 (いわき市小名浜愛宕上6-1)	小・中会議室 住宅再建相談会併催

- 午前中は混雑が予想され、長時間お待ちいただく場合もあります。
- 駐車場（一部の会場では有料）の数に限りがあります。

「住まいの復興給付金」に関するお問合せは・・・

■住まいの復興給付金事務局コールセンター：受付時間／9:00~17:00(土日祝日含む)

フリーダイヤル **0120-250-460** (無料)

一部のIP電話などフリーダイヤルがつかない場合  
**022-745-0420** (有料)

■住まいの復興給付金事務局ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>